

株 主 各 位

東京都中央区八丁堀二丁目14番 1 号
いちよし証券株式会社
取締役(兼)執行役社長 武 樋 政 司

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。お手数ですが後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年 6 月19日（金曜日）午後 5 時までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（次頁をご参照ください。）より議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成21年 6 月20日(土曜日) 午前10時より
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 1 番 1 号
ロイヤルパークホテル 3 階 ロイヤルホール
3. 株主総会の目的事項
 - 報 告 事 項
 1. 第67期(平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで)
事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人
及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期(平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで)
計算書類の内容報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第 1 号議案 定款一部変更の件
 - 第 2 号議案 取締役 6 名選任の件
 - 第 3 号議案 取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員
に対してストックオプションとして発行する新株予約
権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
 - 第 4 号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）
承認の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 株主総会参考書類並びに添付書類記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類並びに添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.ichiyoshi.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(3) 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

(5) インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使サイトについて

- ・インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話（EZweb、iモード、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
- ・パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

- ・携帯電話による議決権行使は、EZweb、i モード、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ・ご利用に際して、QRコード読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。
- ・インターネットによる議決権行使は、平成21年6月19日（金曜日）午後5時まで（但し、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）受付いたしますが、お早めに行していただき、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。



（「EZweb」はKDDI㈱、「i モード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「Yahoo!」は米国Yahoo Inc.、「QRコード」は㈱デンソーウェーブの商標又は登録商標です。）

インターネットによる議決権行使方法について

- ・議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

* 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

* 株主総会終了後、弊社役員との懇談会の場を設けておりますので、お気軽にご出席ください。

(添付書類)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、米国発の金融危機と世界同時不況の影響で、世界の金融・資本市場は極めて厳しい状況となりました。9月のリーマン・ショックによる世界的な信用収縮、その後の急激な生産・在庫調整、世界経済の危機に対応すべく主要各国による金融政策協調と短期間のうちに相次いで打ち出された財政政策など、目まぐるしく変動しました。

日本の株式市場も、10月には日経平均がバブル崩壊後の安値を更新する6,994円を記録するなど、株価水準・売買高共に低調に推移しました。当社が得意とする新興市場は売買が一層縮小し大幅な調整を余儀なくされました。

当連結会計年度における東証一日平均売買代金は前連結会計年度比30.9%減の2兆300億円、ジャスダック市場の一日平均売買代金は同58.8%減の139億円となりました。

ジャスダック市場を始め、株式市場全体の売買高が低水準で推移するなど当社のエクイティ営業には逆風となりましたが、一方で「グローバル・ソブリン・オープン」「メロン世界新興国ソブリン・ファンド」等の投資信託の販売及び変額個人年金保険の販売に注力してまいりました。

その結果、当社グループの純営業収益は141億61百万円となりました。一方、販売費・一般管理費は173億45百万円となり、経常損失は32億61百万円となりました。

また、当連結会計年度末の預り資産は、平成20年3月末比26.0%減の1兆1,775億円となりました。

内訳につきましては以下のとおりであります。

(2) 受入手数料等及び販売費・一般管理費等

受入手数料の合計は前連結会計年度比34.4%減の125億57百万円となりました。

委託手数料

株券の委託手数料合計は前連結会計年度比38.8%減の45億44百万円となりました。

このうち、株式委託手数料に占める中小型株式（東証2部・大証2部、ジャスダック、マザーズ、ヘラクレス）の割合は前連結会計年度の14.2%から12.1%となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

発行市場では、新規公開企業 9 社の幹事・引受シ団に加入（前連結会計年度は、主幹事 1 社を含む新規公開企業 28 社の幹事・引受シ団に加入）いたしました。なお、既公開企業に係る公募・売出しに関しましては主幹事 1 社を含む 3 社（前連結会計年度は 9 社）の幹事または引受シ団への参入となりました。

この結果、株券及び債券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は前連結会計年度比 71.0% 減の 38 百万円となりました。

また、当連結会計年度末における累計引受社数は 821 社（うち主幹事 27 社）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

毎月分配型ファンドを中心に販売した投資信託に係る手数料が前連結会計年度比 46.5% 減の 20 億 64 百万円と減少し、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料の合計は同 46.6% 減の 20 億 86 百万円となりました。

その他の受入手数料

その他の受入手数料は、投資信託の当連結会計年度末残高が前連結会計年度比 26.8% 減の 6,044 億円と減少したことにより信託報酬が同 23.4% 減の 47 億 60 百万円となり、これに変額個人年金保険、ラップアカウントの口座管理料及び投資銀行業務（M & A に関するアドバイス等）の手数料等を加え、全体では同 23.9% 減の 58 億 41 百万円となりました。

トレーディング損益

株券等のトレーディング損益は、前連結会計年度比 41.6% 減の 4 億 25 百万円の利益となりました。債券・為替等は、同 10.0% 減の 3 億 34 百万円の利益となりました。その結果、トレーディング損益合計では同 30.9% 減の 7 億 59 百万円の利益となりました。

金融収支

金融収益は、信用取引貸付金の減少により前連結会計年度比 50.5% 減の 3 億 32 百万円、金融費用は、同 36.1% 減の 95 百万円となり、差引き金融収支は同 54.6% 減の 2 億 37 百万円となりました。

販売費・一般管理費

コストの見直しによる効果や人件費等（変動費）の減少により、販売費・一般管理費は前連結会計年度比 10.9% 減の 173 億 45 百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経常損失は 32 億 61 百万円となりました。

特別損益

特別利益は、投資有価証券売却益 1 億 89 百万円等で、3 億 31 百万円を計上いたしました。特別損失は、投資有価証券評価損 10 億 94 百万円等で、12 億 12 百万円を計上いたしました。

その結果、当連結会計年度の特別損益は 8 億 81 百万円の損失となりました。

これらにより、税金等調整前当期純損失は 41 億 42 百万円となり、これに法人税、住民税及び事業税 57 百万円並びに法人税等調整額 6 億 2 百万円等を差引きした結果、当期純損失は 48 億 4 百万円となりました。

財務の状況につきましては、株式市場の低迷による信用取引残高の減少等により当連結会計年度末の総資産は前連結会計年度比26.9%減の365億96百万円となり、負債合計は、前連結会計年度比41.8%減の84億39百万円となりました。その結果、純資産は281億56百万円となり、自己資本比率は76.7%となりました。また、当社の自己資本規制比率は、383.8%となりました。

なお、商品別の受入手数料の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

期別	区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
第(19・4・20・3)期	委 託 手 数 料	7,422	3	15	—	7,441
	引受け・売出し手数料	132	1	—	—	133
	募集・売出しの取扱手数料	0	49	3,858	—	3,907
	その他の受入手数料	35	7	6,211	1,418	7,673
	計	7,590	61	10,085	1,418	19,156
期別	区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
第(20・4・21・3)期	委 託 手 数 料	4,544	8	38	—	4,591
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	38	—	—	—	38
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	0	21	2,064	—	2,086
	その他の受入手数料	23	7	4,760	1,048	5,841
	計	4,606	38	6,863	1,048	12,557

- (3) 重要な資金調達の状況
該当事項はありません。

- (4) 重要な設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は3億51百万円であり、主なものは次のとおりであります。

当社

- ・店舗の内装

大阪支店（平成20年8月）

子会社 いちよしビジネスサービス株式会社

- ・店舗の改修

いちよし証券大阪支店ビル（平成20年8月）

- (5) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(6) 財産及び損益の状況の推移

	第64期 (17.4.1～18.3.31)	第65期 (18.4.1～19.3.31)	第66期 (19.4.1～20.3.31)	第67期 (当連結会計年度) (20.4.1～21.3.31)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益 (うち受入手数料)	27,569 (24,481)	25,482 (22,728)	21,489 (19,156)	14,256 (12,557)
純営業収益	27,383	25,282	21,339	14,161
経常利益又は 経常損失()	9,855	6,498	1,872	3,261
当期純利益又は 当期純損失()	5,757	3,848	1,087	4,804
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	122円64銭	81円09銭	22円90銭	106円03銭
総資産	88,736	65,577	50,078	36,596
純資産	40,571	39,318	35,570	28,156

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失()は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

[第64期]

好調な企業収益を背景とした設備投資の増加とともに、雇用環境、所得水準が改善し、個人消費も堅調な推移を見せ、景気は順調に回復しました。こうした環境の中、当社の強みである中小型成長株を中心としたエクイティ営業及び株式投資信託の募集に注力し、併せて、中堅・ベンチャー企業の多様化したニーズに応えるべく引受業務、保険募集業務などに積極的に取り組んでまいりました。その結果、営業収益は前連結会計年度比126.8%の275億69百万円、経常利益は同179.9%の98億55百万円となり、前連結会計年度からさらに大幅増益となりました。

[第65期]

好調な企業収益を軸に緩やかな景気拡大が持続し、企業部門から家計部門への波及は歩みが遅いものの、景気は概ね順調に回復しました。こうした環境の中、株式市場では、ジャスダック市場を始めとする新興市場の売買高が低水準で推移するなど当社のエクイティ営業には逆風となりましたが、マーケット環境の変化に柔軟に対応し、大型株にシフトするなど積極的に投資アドバイスに努めました。一方で、投資信託の販売及び変額個人年金保険の販売に注力してまいりました。その結果、営業収益は前連結会計年度比92.4%の254億82百万円、経常利益は同65.9%の64億98百万円となり、前連結会計年度に比べ、減収、減益となりました。

[第66期]

好調な企業収益を軸に緩やかな拡大を持続したものの、後半にかけて原油・原材料価格の高騰や米国の信用力の低い個人向け住宅融資（サブプライムローン）問題、さらに2008年に入っての一層の円高等の不安定要因が加わり、景気の先行きに対して不透明感を増幅しました。こうした環境の中、株式市場では、ジャスダック市場を始めとする新興市場の売買高が低水準で推移するなど当社のエクイティ営業には逆風となりましたが、マーケット環境の変化に柔軟に対応し、大型株にシフトするなど積極的に投資アドバイスを努めました。一方で、投資信託の販売及び変額個人年金保険の販売に注力してまいりました。その結果、営業収益は前連結会計年度比15.7%減の214億89百万円、経常利益は同71.2%減の18億72百万円となり、前連結会計年度に比べ、減収、減益となりました。

[第67期]

当連結会計年度の状況につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項（1）事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(7) 対処すべき課題

当社は、リテールのお客様との長期にわたるお取引を基本とし、厳選した金融商品をご案内するとともに、マーケット環境を的確に捉えた資産運用サービスを通じて、預り資産の拡大を図っております。お客様満足度向上に向けた取組みとして、1人1人のお客様に対してより一層の適切なアドバイスを努めると共に、ダイレクト室（コールセンター）機能の充実や地域の弁護士・税理士とのタイアップ等、多面的な顧客サービスを実現して参ります。また、顧客紹介業や金融商品仲介業も拡大することにより、お客様とのチャネルの多様化を図って参ります。

ホールセールビジネスについては、新興成長企業に対する新規公開業務、引受業務、M & Aのアドバイスなどの投資銀行業務の拡充を図ります。

海外機関投資家に対しては、当社の強みであるリサーチ力を活かし中小型成長株のリサーチ・レポートの英文配信ビジネスを拡充させて参ります。

一方、2009年3月に策定した「経営合理化策」に基づき、コスト削減や本社機能のスリム化を実現し筋肉質な経営体制を構築することにより、早期の黒字化達成を目指して参ります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	議決権比率	事 業 内 容
株式会社いちよし経済研究所	東京都中央区	20百万円	85.00% (12.50%)	情報サービス業
いちよし投資顧問株式会社	東京都中央区	490百万円	97.00% (2.00%)	投資運用業 投資助言業務
いちよしビジネスサービス株式会社	東京都中央区	240百万円	100.00%	不動産賃貸・仲介・ 管理業、事務用品等 販売業及び金融商品仲介業
株式会社いちよしIR研究所	東京都中央区	100百万円	100.00%	IRコンサルティング業
一吉国際(香港)有限公司	中華人民共和国 (香港)	1,500百万円	100.00%	金融商品取引業

- (注) 1. 議決権比率欄の()内は、間接所有割合(内数)であります。
2. 平成21年3月19日開催の当社、「株式会社いちよしIR研究所」、及び「一吉国際(香港)有限公司」の取締役会において、当社の2009年3月に策定した「経営合理化策」の一環として経営のより一層の効率化及び最適化を図るため、当該子会社2社を2009年9月を目処に解散することを決議しております。

(9) 主要な事業内容

株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

イ. 委託売買業務

証券取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

ロ. 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

ハ. 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務

株式の募集又は売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

ニ. 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務

株式の募集又は売出しにつき、顧客に販売する業務

債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務、私募の取扱業務から成り立っております。

投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務並びに売買業務から成り立っております。

証券先物取引業務

証券先物取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の委託取引業務並びに自己取引業務から成り立っております。

その他の業務

有価証券貸借取引業務、投資銀行業務、保険業務、顧客紹介業務、金融商品仲介業務、情報サービス業務、投資運用業・投資助言業務、投資助言・代理業、不動産賃貸・管理業務、事務用品等販売業務

(10) 主要な営業所の状況

当社の営業所

本店 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
支店 32店舗

区分	店舗数	店舗名
関東地方	10	東京、赤坂、中目黒、吉祥寺、横浜、上大岡、千葉、浦安、越谷、いちよしダイレクト室
中部地方	2	名古屋、岡崎
近畿地方	16	大阪、難波、梅田、今里、針中野、石橋、岸和田、枚方、八尾、神戸、加古川、伏見、高田、学園前、御坊、田辺
中国地方	2	岡山、倉敷
四国地方	1	小豆島
九州地方	1	大牟田

子会社の営業所

- ・株式会社いちよし経済研究所 東京都中央区
- ・いちよし投資顧問株式会社 東京都中央区
- ・いちよしビジネスサービス株式会社 東京都中央区
同 大阪支店 大阪市中央区
- ・株式会社いちよしIR研究所 東京都中央区
- ・一吉国際(香港)有限公司 中華人民共和国(香港)

(11) 従業員の状況

企業集団の従業員

区 分		従業員数	前期末比増減
職 員	男 性	690	—
	女 性	339	1 減少
	合 計	1,029	1 減少
歩 合 外 務 員		12	4 減少

(注) 上記のほか、顧問（３名）、嘱託（２名）が在籍しております。

当社の従業員

区 分		従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
職 員	男 性	633	10 減少	40 3	10 10
	女 性	320	5 減少	35 5	5 8
	合計又は平均	953	15 減少	38 5	9 1
歩 合 外 務 員		12	4 減少	61 9	14 5

(注) 上記のほか、顧問（３名）、嘱託（２名）が在籍しております。

(12) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借入金の種類	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	短 期 借 入 金	120
株 式 会 社 り そ な 銀 行	短 期 借 入 金	20
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	短 期 借 入 金	20
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	短 期 借 入 金	20
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	短 期 借 入 金	30

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	信用取引借入金	2,000
大 阪 証 券 金 融 株 式 会 社	信用取引借入金	49

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 168,159,000株
- (2) 発行済株式の総数 44,431,386株(自己株式580,640株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主数 14,466名
- (4) 大株主上位10名及びその持株数

株 主 名	持 株 数	出資比率
	千株	%
野 村 土 地 建 物 株 式 会 社	5,298	12.08
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	3,986	9.09
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505223	1,977	4.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	1,913	4.36
ジェイビーモルガンクリアリングコープセク	1,229	2.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,050	2.39
株 式 会 社 野 村 総 合 研 究 所	879	2.00
三 信 株 式 会 社	869	1.98
メロンバンクエヌエートリーテイクライアントオムニバス	792	1.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	642	1.46

(注) 出資比率については、自己株式(580,640株)を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行するため、会社法第165条第2項の規定による定款の定めにより、平成20年11月17日開催の当社取締役会決議に基づき、平成20年11月18日から12月19日の間、市場取引により、1,957,500株(消却前発行済株式総数に対する割合4.21%)の自己株式を総額1,317,450,800円で取得し、会社法第178条の規定により、平成21年1月7日開催の当社取締役会決議に基づき、平成21年1月16日付で、上記期間に取得した1,957,500株の自己株式を消却いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

第2回新株予約権

平成17年2月2日開催の取締役会決議による新株予約権

イ. 新株予約権の払込金額

- ・払込を要しない。

ロ. 新株予約権の行使価額

- ・1株につき1,033円

ハ. 新株予約権の行使条件

- ・権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

- ・新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。

- ・新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。

- ・その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員との間で個別に締結する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。

ニ. 新株予約権の行使期間

- ・平成18年6月27日～平成21年6月26日

第3回新株予約権

平成17年8月18日開催の取締役会決議による新株予約権

イ. 新株予約権の払込金額

- ・払込を要しない。

ロ. 新株予約権の行使価額

- ・1株につき1,129円

ハ. 新株予約権の行使条件

- ・権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

- ・新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。

- ・新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。

- ・その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員との間で個別に締結する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。

ニ. 新株予約権の行使期間

- ・平成19年6月26日～平成22年6月25日

第4回新株予約権

平成19年7月9日開催の取締役会決議による新株予約権

イ．新株予約権の払込金額

- ・払込を要しない。

ロ．新株予約権の行使価額

- ・1株につき1,910円

ハ．新株予約権の行使条件

- ・権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- ・新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。
- ・新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。
- ・その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

ニ．新株予約権の行使期間

- ・平成21年6月24日～平成26年6月23日

当社役員の保有状況

	回次(行使価額)	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役(社外取締役を除き、執行役を含む)	第2回(1,033円)	22個	普通株式 22,000株	1名
	第3回(1,129円)	200個	普通株式 20,000株	1名
	第4回(1,910円)	200個	普通株式 20,000株	1名
社外取締役	—	—	—	—

- (注) 1. 第2回新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
 2. 第3回新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
 3. 第4回新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- (2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の氏名等

平成21年 3月31日現在

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況 及び兼職の状況
取締役(兼)代表執行役社長	武 樋 政 司	・指名委員、報酬委員
取締役(兼)執行役専務	不 破 利 之	・業務管理本部管掌 人事・研修・ディーリング・エクイティ業務担当 ・一吉国際(香港)有限公司 取締役
取 締 役	遠 藤 平 司	・取締役会議長、監査委員 ・いちよしビジネスサービス株式会社 監査役 ・いちよし投資顧問株式会社 監査役 ・株式会社いちよし経済研究所 監査役 ・株式会社いちよしIR研究所 監査役
取 締 役	渡 邊 啓 司	・指名委員、報酬委員、監査委員 ・株式会社朝日工業社 取締役 ・Deloitte Touche Tohmatsu Global Middle Market Leader
取 締 役	島 武 男	・指名委員、報酬委員、監査委員 ・さくら法律事務所(弁護士)
取 締 役	早 川 成 信	・株式会社エグゼクティブ・パートナーズ 理事 ・財団法人野村マネジメント・スクール 理事 ・監査法人トーマツ 顧問
執 行 役 常 務	田名網 信 孝	・第1、2アドバイザー本部・アドバイザーサポート本部・FA担当
執 行 役 常 務	高 石 俊 彦	・経営企画・広報・秘書・引受審査担当
執 行 役 常 務	牛 山 憲 幸	・投資銀行本部長 ・株式会社いちよし経済研究所 取締役 ・株式会社いちよしIR研究所 取締役
執 行 役	畑 中 久 人	・法人営業本部長・機関投資家本部担当 ・株式会社いちよし経済研究所 取締役 ・株式会社いちよしIR研究所 取締役
執 行 役	山 崎 泰 明	・業務管理本部・システム担当 ・いちよし投資顧問株式会社 取締役
執 行 役	立 石 司 郎	・アドバイザーサポート本部長 ・いちよしビジネスサービス株式会社 取締役 ・株式会社いちよし経済研究所 取締役

(注) 1. 当事業年度中に退任した執行役

前回の第66期定時株主総会(平成20年 6月21日開催)の終結の日の翌日以降に在任していた執行役で当事業年度中に退任した者は以下のとおりです。

(氏 名)	(退任した地位)	(退 任 年 月 日)
本 山 佐一郎	執 行 役 常 務	平 成 21 年 1 月 31 日
赤 木 統	席 執 行 役	平 成 21 年 1 月 31 日
秋 葉 滋	席 執 行 役	平 成 21 年 1 月 31 日
廣 玉 輝	執 行 役	平 成 21 年 1 月 31 日
矢 野 正	執 行 役	平 成 21 年 1 月 31 日
桑 原 功	執 行 役	平 成 21 年 1 月 31 日
中 尾 勉	執 行 役	平 成 21 年 1 月 31 日

(執行役員制度の導入)

平成15年6月に委員会設置会社に移行して以来、当社はガバナンス及び業務執行力の強化のための諸施策を打って参りました。今般、取締役と執行役によるこの経営体制に加えて、業務執行力のより一層の強化と少人数の執行役による機動的な意思決定を図ることを目的として、平成21年2月1日より、執行役員制度を導入しました。執行役員は7名で構成され、うち5名が執行役の退任によるものであり、2名が新任によるものであります。

執行役員は、各部門の担当の執行役を補佐し、その指揮命令に基づいて当該部門における業務執行に専念します。従いまして、新しい経営体制は、取締役、執行役、及び執行役員により構成されます。

2. 平成21年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上 席 執 行 役 員	赤 木 統	・企業部担当
上 席 執 行 役 員	秋 葉 滋	・機関投資家本部長
執 行 役 員	矢 野 正 樹	・第2アドバイザー本部長(兼)投資相談担当
執 行 役 員	桑 原 功	・引受部・投資銀行部担当
執 行 役 員	中 尾 勉	・大阪支店長(兼)大阪資産アドバイザー部長
執 行 役 員	仁 尾 美紀男	・第1アドバイザー本部長(兼)投資相談担当
執 行 役 員	龍 元 裕 志	・業務管理本部長(兼)コンプライアンス部長・業務サポート部長

3. 取締役 渡邊啓司、島武男及び早川成信の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 取締役 渡邊啓司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び執行役の報酬等の額

区 分	取締役の年間報酬		執行役の年間報酬		合 計	
	名	百万円	名	百万円	名	百万円
社 内	4	122	13	296	17	419
社 外	3	55	—	—	3	55
合 計	7	178	13	296	20	475

- (注) 1. 上記のほか、平成16年3月4日開催の報酬委員会の決議（退職慰労金制度の廃止）により、退任取締役1名及び退任執行役2名に対し20百万円の退職慰労金を支払っております。
2. 執行役の報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（19百万円）を含んでおります。
3. 上記の取締役及び執行役の支給人員には、平成20年6月21日開催の第66期定時株主総会の終結をもって退任した取締役1名及び平成21年1月31日付で執行役員制度の導入に伴い退任した執行役7名を含んでおります。

(3) 当事業年度に係る各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

当社の報酬委員会による取締役及び執行役の個人別報酬内容の決定に関する方針は、下記のとおりであります。

基本方針

取締役及び執行役の経営意欲を向上させ、経営能力を最大限に発揮することにより会社業績に貢献することを基本方針とする。

報酬の内容

当社の取締役及び執行役が受ける報酬は、「月例基本報酬」、「業績連動月例報酬」、「株式関連報酬」及びその他「金銭以外の報酬」(単身赴任住宅補助等)とする。

各報酬の決定に関する方針

イ．月例基本報酬

月例基本報酬は、経済情勢、当社の状況、従業員の給与水準、各取締役・執行役の職務の内容等により、及び自己資本当期純利益率(ROE)の達成度に応じて支給する。

ロ．業績連動月例報酬

業績連動月例報酬は、会社利益(経常利益、当期純利益)、担当職務の執行状況、業務成績等を考慮して支給する。

ハ．株式関連報酬

株式関連報酬は支給に伴う効果等を総合的に考慮の上、個人別に決定する。

二．金銭以外の報酬

単身赴任住宅補助等の金銭以外の報酬については、業務上及び社会通念上必要と判断される場合に支給するものとする。

(4) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

当事業年度は、取締役会16回、指名委員会2回、報酬委員会9回、監査委員会13回を開催しております。各取締役の出席状況及び発言状況は下表のとおりであります。

区 分	氏 名	取締役会等での出席状況及び発言状況
取 締 役 (指名委員・ 報酬委員・ 監査委員)	渡邊 啓司	各会議の出席状況は、取締役会16回(100%)、指名委員会2回(100%)、報酬委員会9回(100%)、監査委員会12回(92.3%)でありました。主に、公認会計士としての専門的な見地からの発言を行っております。
取 締 役 (指名委員・ 報酬委員・ 監査委員)	島 武男	各会議の出席状況は、取締役会16回(100%)、指名委員会2回(100%)、報酬委員会9回(100%)、監査委員会13回(100%)でありました。主に、弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
取 締 役	早川 成信	取締役会の出席状況は16回(100%)でありました。主に、国内・外の経済調査等及び会社のマネジメントについての専門的な見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 45百万円

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額

2百万円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

47百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、この金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

顧客資産の分別保管に対する検証業務であります。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査委員会の委員全員の合意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員会の委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査委員会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

(5) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、一吉国際（香港）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の法定監査を受けております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制は下記のとおりであります。

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設ける。監査委員会室には監査委員会の職務を補助する使用人を配置し、監査業務を補助する。なお、当社は、監査委員会の職務を補助する取締役を特別に配置しない。

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

執行役からの独立性を確保するため、監査委員会室の使用人の異動、考課、懲戒処分に関しては、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得なければならない。

執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会に対する報告に関する体制

執行役、執行役員及び使用人は社内規程の定めるところにより下記の事項を監査委員会に報告しなければならない。

イ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ロ．不正行為もしくは定款・法令等に違反するおそれのある事項

ハ．その他監査委員会が報告を求めた事項

その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査委員会の委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため、取締役会への出席のほか、原則毎週1回開催される経営委員会に出席する。

ロ．監査委員会の指名を受けた委員は、内部統制委員会に委員として出席する。

ハ．監査委員会の委員は、必要に応じその他重要な会議に出席することができる。

ニ．監査委員会の指名を受けた委員は、役職員の職務執行状況、関係会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

ホ．監査委員会は、内部監査部門の監査結果について定期的な報告を受けるなど連携を図る。

当社並びに関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．関係会社各社における業務の適正性を確保するために「関係会社管理規程」を定める。

ロ．関係会社社長会を適宜開催し、関係会社間の情報共有に努める。

ハ．・監査委員会は、「監査委員会規程」に基づき、関係会社の業務に関する調査、又は監査を行う。

・内部統制委員会は、「内部統制委員会規程」に基づき、関係会社の業務に関する調査を行う。

ニ．当社の取締役、執行役及び執行役員は、当社及び関係会社各社において、目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員会に報告する。

ホ．当社及び関係会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を持続する。

ヘ．当社及び関係会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然たる態度で対応する。

- 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ．法令諸規則に準拠した「文書規程」を定め、重要文書の適正な保存・管理を行う。
 - ロ．取締役は、重要文書を常時閲覧可能とする。
 - ハ．情報の管理については、「情報セキュリティポリシー」「個人情報保護規程」「個人データの取扱いに関する規則」「情報セキュリティガイドライン」等諸規程を整備するとともに、その徹底を図る。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ．「リスク管理規程」を定め、リスクカテゴリーごとの責任部署を明確にし、リスク管理体制の整備に努める。
 - ロ．リスク管理会議を設置し、リスク管理に関する事項について協議・対応するとともに、定期的に状況等について内部統制委員会に報告する。
 - ハ．災害発生時のリスクに対応するため、「ＢＣＰ（事業継続計画）に関する規程」を定め、事業の継続を確保するための体制を整備する。
- 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ．業務執行力のより一層の強化と少人数の執行役による機動的な意思決定を図るため、執行役員制度を導入する。
 - ロ．取締役会は、執行役の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整備に努める。
 - ハ．取締役会は、事業年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、これらの実施に努める。
- 二．経営に関する諸問題についての助言・提言を目的とする経営から独立した社外専門家委員会を設置する。
- 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ．執行役及び執行役員は、「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「クレド」の周知を図り、その遵守を徹底する。
 - ロ．「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。
 - ハ．法令諸規則に準拠した社内規程、マニュアル、及びガイドブック等を整備し、これらに関し適宜研修を行い周知徹底を図る。
- 二．内部監査部を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と効率性を確保する。
- ホ．業務に関する法令違反等の未然防止、及び不祥事の早期発見を目的として、内部通報制度を設け運用する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社を作ろう」を合い言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社は、当社株式について大規模買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

基本方針実現のための取組み

イ．当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

・中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、平成18年10月に中期経営計画をスタートして以来、目標の達成に向けて日々の業務に積極的に取り組んで参りましたが、平成19年12月金融庁発表の「金融・資本市場競争力強化プラン」や米国のサブプライムローン問題に端を発したグローバル規模での株式市場の大幅調整など、金融・証券業を取り巻く環境は制度面・マーケット面ともに大きく変化していることに鑑み、平成20年3月に中期経営計画を修正いたしました。具体的には、平成22年3月末を目標の時期として、預り資産2兆5,000億円／主幹事会社数30社（累計）／ROE 20％程度を数値目標として掲げておりました。これを達成するための具体的な戦略として、営業基盤の拡大（預り資産の増加）、「外貨資産」と「日本株」を中心とした基本商品戦略、既存ビジネスの厚みの増加、ニュー・ビジネスの収

益化、チャネルの多様化、収支構造の改善の促進（市況に左右されない収益構造）、人材の育成に取り組んでおりました。

・コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

具体的には、平成15年6月より委員会設置会社の制度を採用、独立性を有する社外取締役3名による執行役の業務執行の監督、内部統制委員会による内部統制の整備・充実に努めております。加えて、平成21年2月より業務執行力のより一層の強化と少人数の執行役による機動的な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、配当性向（40％程度）と純資産配当率（4％程度）を配当基準とし、それぞれ算出された金額のうち、いずれか高いものを採用して配当金額を決定する方針であります。

さらに、当社は、従来より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組んでおります。

□ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年5月20日の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を、株主総会において株主の皆様からご承認を受けることを条件として更新することを決議し、平成20年6月21日開催の第66期定時株主総会において、本対応方針を更新することの承認を得ております。

本対応方針の概要は以下のとおりであります。

- ・当社は、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株券等の取得行為、又は特定株主グループの議決権割合が結果として20％以上となる当社株券等の取得行為を併せて大規模買付行為と定義し、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。
- ・大規模買付ルールの概要

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いた

できます。当社は、上記意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付に関する情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として十分でないと考えられる場合、必要かつ十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。

大規模買付者が、当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式を対象とする買付の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間、を当社取締役会及び独立委員会による評価、検討、意見形成、交渉、代替案立案等のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として設定いたします。従って、大規模買付行為は、評価期間の経過後においてのみ開始することができるものとします。

評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報や、これについての当社取締役会としての意見を、当社取締役会から独立した独立委員会に対して伝え、また、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。これを受けて、独立委員会は、評価期間中に、大規模買付情報や当社取締役会の意見を十分に評価・検討し、また、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉等をした上、当社取締役会に対し勧告を行うものとします。

・大規模買付行為が開始された場合の対応方針

・大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当てなどの会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める対抗措置を講じることがあります。

・大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

もっとも、例外的に、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、必ず独立委員会の勧告を得た上、その勧告に従い適切と判断する時点において、株主の皆様の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

・独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールを定めるに際し、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社経営陣から独立性の高い社外取締役等3名で構成される独立委員会を設置しております。

・本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、平成21年6月20日開催の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結時までとなっております。なお、当社取締役会は、本対応方針に一部変更等を加えたうえで、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件に、本対応方針を更新することを決議しております。更新後の本対応方針の有効期限は、平成22年6月開催予定の定時株主総会終結時までとなります。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

・上記 イ．に記載した取組みについて

当該取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的施策として策定されたものであり、まさに会社支配に関する基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

・上記 ロ．に記載した取組みについて

当該取組みは、大規模買付行為が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、会社支配に関する基本方針に沿うものです。

当該取組みは、その導入については株主意思を尊重するため、株主総会での承認をその効力発生条件としており、更に、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置し、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動を決議することとしているうえ、その判断の概要については、適時に株主の皆様へ情報開示することとしているため、その運営は透明性をもって行われます。従って、当社取締役会は、上記取組みが株主の共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置付けております。配当については、従来、業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行ってまいりましたが、利益還元を継続して充実させていくことを目的として、前年度より、配当性向（40％程度）と純資産配当率（4％程度）を配当基準とし、算出された金額について、いずれか高いものを採用して配当金を決定しております。

以上の配当方針に基づき、当年度の1株当たりの配当金は純資産配当率（4％程度）を採用し、中間配当16円、期末配当10円の合計26円とさせていただきます。

また、株主の皆様への利益還元の一環として、自己株式の取得を実施し、その取得株式数全部を消却しております。当年度における自己株式の取得及び消却の状況は次のとおりです。

【自己株式の取得・消却状況】

取 得 期 間	平成20年11月18日～平成20年12月19日（約定日ベース）
取得株式数	1,957,500株（消却前発行済株式総数に対する割合 4.21％）
消 却 日	平成21年1月16日

消却実施後の発行済株式総数は44,431,386株となりました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成21年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	25,042	流 動 負 債	7,718
現 金 ・ 預 金	13,328	トレーディング商品	1
預 託 金	3,304	デリバティブ取引	1
トレーディング商品	298	信 用 取 引 負 債	2,764
商品有価証券等	298	信 用 取 引 借 入 金	2,049
約 定 見 返 勘 定	13	信用取引貸証券受入金	715
信 用 取 引 資 産	6,112	有価証券担保借入金	16
信用取引貸付金	5,529	有価証券貸借取引受入金	16
信用取引借証券担保金	582	預 り 金	2,725
立 替 金	53	受 入 保 証 金	781
募 集 等 払 込 金	923	有価証券等受入未了勘定	1
短 期 貸 付 金	12	短 期 借 入 金	210
前 払 金	25	前 受 収 益	9
前 払 費 用	49	未 払 金	130
未 収 入 金	155	未 払 費 用	303
未 収 還 付 法 人 税 等	377	賞 与 引 当 金	375
未 収 収 益	418	ボ イ ン ト 引 当 金	397
貸 倒 引 当 金	30	固 定 負 債	293
固 定 資 産	10,987	繰 延 税 金 負 債	11
有 形 固 定 資 産	4,091	再評価に係る繰延税金負債	40
建 物	1,690	退 職 給 付 引 当 金	213
器 具 備 品	932	そ の 他 の 固 定 負 債	28
土 地	1,469	引 当 金	168
無 形 固 定 資 産	743	金融商品取引責任準備金	168
ソ フ ト ウ エ ア	740	(金融商品取引法第46条の5)	
電 話 加 入 権	3	負 債 合 計	8,180
投 資 そ の 他 の 資 産	6,152	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	1,961	科 目	金 額
関 係 会 社 株 式	2,306	株 主 資 本	29,809
出 資 金	1	資 本 本 金	14,577
関係会社長期貸付金	70	資 本 剰 余 金	8,255
従業員に対する長期貸付金	43	資 本 準 備 金	3,705
長 期 差 入 保 証 金	1,763	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,550
長 期 前 払 費 用	13	利 益 剰 余 金	7,247
そ の 他	17	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,247
貸 倒 引 当 金	25	別 途 積 立 金	7,000
資 産 合 計	36,029	繰 越 利 益 剰 余 金	247
		自 己 株 式	271
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,000
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,016
		新 株 予 約 権	39
		純 資 産 合 計	27,849
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	36,029

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		13,318
受入手数料	12,230	
トレーディング	759	
金融収益	328	
金		95
純営業収益		13,222
販売費・一般管理費		16,327
取引関係費	2,080	
不動産関係費	8,106	
事務費	1,861	
減価償却費	2,677	
租税公課	803	
その他の	145	
営業損失	653	
営業外収益		3,104
投資有価証券配当金	77	
受取保険金及び配当金	24	
その他の	29	
営業外費用		215
投資事業組合運用	191	
その他の	23	
経常損失		3,188
特別利益		331
投資有価証券売却益	189	
貸倒引当金戻入額	5	
金融商品取引責任準備金戻入	136	
特別損失		1,223
固定資産除却損	11	
固定資産廃棄損	11	
投資有価証券評価損	1,094	
投資有価証券償還損	37	
関係会社株式評価損	36	
ゴルフ会員権評価損	31	
税引前当期純損失		4,079
法人税、住民税及び事業税		29
法人税等調整額		602
当期純損失		4,711

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	14,577
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	14,577
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	3,705
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	3,705
その他資本剰余金	
前期末残高	5,867
当期変動額	
自己株式の処分	0
自己株式の消却	1,317
当期変動額合計	1,317
当期末残高	4,550
資本剰余金合計	
前期末残高	9,573
当期変動額	
自己株式の処分	0
自己株式の消却	1,317
当期変動額合計	1,317
当期末残高	8,255
利益剰余金	
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	7,000
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	7,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	6,425
当期変動額	
剰余金の配当	1,465
当期純損失	4,711
当期変動額合計	6,177
当期末残高	247

(単位：百万円)

科 目	金 額
利益剰余金合計	
前期末残高	13,425
当期変動額	
剰余金の配当	1,465
当期純損失	4,711
当期変動額合計	6,177
当期末残高	7,247
自己株式	
前期末残高	268
当期変動額	
自己株式の取得	1,321
自己株式の処分	0
自己株式の消却	1,317
当期変動額合計	3
当期末残高	271
株主資本合計	
前期末残高	37,307
当期変動額	
剰余金の配当	1,465
当期純損失	4,711
自己株式の取得	1,321
自己株式の処分	0
自己株式の消却	—
当期変動額合計	7,498
当期末残高	29,809
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	136
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	152
当期変動額合計	152
当期末残高	16
土地再評価差額金	
前期末残高	2,016
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	2,016
評価・換算差額等合計	
前期末残高	2,152
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	152
当期変動額合計	152
当期末残高	2,000
新株予約権	
前期末残高	17
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	22
当期変動額合計	22
当期末残高	39

(単位：百万円)

科 目	金 額
純資産合計	
前期末残高	35,172
当期変動額	
剰余金の配当	1,465
当期純損失	4,711
自己株式の取得	1,321
自己株式の処分	0
自己株式の消却	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	175
当期変動額合計	7,323
当期末残高	27,849

個 別 注 記 表

〔継続企業の前提に関する注記〕

該当事項はありません。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券等の評価基準及び評価方法

(1) トレーディングの目的及び範囲

当社におけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動または市場間の格差等を利用して当社が利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。

当社のトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。

(2) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

(3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

イ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

ロ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券としてみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 建物（建物附属設備は除く）
- イ 平成10年3月31日以前に取得したものの旧定率法
 - ロ 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものの旧定額法
 - ハ 平成19年4月1日以降に取得したものの定額法
- 建物以外
- イ 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法
 - ロ 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法
- 主な耐用年数は以下のとおりであります。
- 建物：3年～47年
- 器具備品：3年～20年
- (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。
- なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金及び準備金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
- イ 一般債権
貸倒実績率法によっております。
 - ロ 貸倒懸念債権及び破産更生債権
財務内容評価法によっております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額を翌事業年度より費用処理しております。

- (4) ポ イ ン ト 引 当 金 「いちよしポイントサービス」の顧客のポイントの利用による費用負担に備えるため、過去の利用実績率に基づき当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- (5) 金融商品取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 繰延資産の処理方法
株式交付費...支払時に全額費用計上しております。
- (2) ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計は原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法によっております。
なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。
- (3) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
5. 重要な会計方針の変更
- (1) 金融商品取引責任準備金
当事業年度から、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を、金融商品取引責任準備金として計上する方法に変更しております。
これに伴い、従来と同一の方法によった場合と比べ、税引前当期純損失が118百万円減少しております。
- (2) リース取引に関する会計基準の適用
「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当事業年度から適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。
また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。
当該変更に伴う損益に与える影響はありません。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	372百万円
合 計	372百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	210百万円
金融機関借入金	210百万円
信用取引借入金	2,049百万円
合 計	2,259百万円

上記の他、信用取引の自己融資見返り株券を信用取引借入金に対して1,026百万円、先物取引証拠金等の代用として48百万円、取引所等の信託金及び取引参加者保証金の代用として54百万円、清算預託金の代用として8百万円、清算基金として623百万円を差し入れております。

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 4,132百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 短期金銭債権	2百万円
(2) 長期金銭債権	73百万円
(3) 短期金銭債務	1百万円

4. 取締役及び執行役に対する金銭債務

短期金銭債務	35百万円
--------	-------

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

176百万円

6. 有価証券等を差し入れた場合等の時価額

(1) 信用取引貸証券	795百万円
(2) 信用取引借入金本担保証券	1,920百万円
(3) 貸付有価証券	63百万円

7. 有価証券等の差し入れを受けた場合等の時価額

(1) 信用取引貸付金本担保証券	4,813百万円
(2) 信用取引借証券	535百万円
(3) 借入有価証券	49百万円
(4) 受入証拠金代用有価証券	1百万円
(5) 受入保証金代用有価証券	10,426百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

(1) 営業収益	194百万円
(2) 販売費・一般管理費	788百万円
(3) 営業取引以外の取引高	2百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	580,640株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(1) 流動資産

賞与引当金損金不算入額	152百万円
賞与引当金に対する社会保険料相当額	18百万円
事業税付加価値割及び資本割	4百万円
役員退職金未払額損金算入否認	14百万円
ポイント引当金損金不算入額	161百万円
貸倒引当金損金算入否認	11百万円
その他	7百万円
小計	370百万円
評価性引当額	343百万円
繰延税金負債（流動）と相殺	27百万円
繰延税金資産（流動）計	1百万円

(2) 固定資産

繰越欠損金	1,700百万円
投資有価証券評価損否認	200百万円
関係会社株式評価損否認	106百万円
投資事業有限責任組合損失否認	60百万円
退職給付引当金損金不算入額	79百万円
減価償却費限度超過額	55百万円
金融商品取引責任準備金損金不算入額	68百万円
ゴルフ会員権評価損否認	103百万円
貸倒引当金損金算入否認	10百万円
電話加入権評価損否認	25百万円
固定資産減損損失否認	63百万円
その他	43百万円
小計	2,518百万円
評価性引当額	2,518百万円
繰延税金資産（固定）計	1百万円

繰延税金資産合計	1百万円
----------	------

繰延税金負債

(1) 流動負債

還付事業税所得割	27百万円
繰延税金資産（流動）と相殺	27百万円
繰延税金負債（流動）計	1百万円

(2) 固定負債

その他有価証券評価差額金	11百万円
繰延税金負債（固定）計	11百万円

繰延税金負債合計	11百万円
----------	-------

繰延税金負債の純額 11百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(器具備品)

取得価額相当額	17百万円
減価償却累計額相当額	12百万円
期末残高相当額	4百万円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	3百万円
1年超	1百万円
合 計	4百万円

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	8百万円
減価償却費相当額	8百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
2. 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。
3. 子会社等
該当事項はありません。

〔 1 株当たり情報に関する注記 〕

1 株当たり純資産額	634円18銭
1 株当たり当期純損失	103円99銭

〔 重要な後発事象に関する注記 〕

該当事項はありません。

〔 その他の注記 〕

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月13日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 西 幹 男 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平 井 啓 仁 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、いちよし証券株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第67期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、内部監査部及び検査部等の内部監査部門と関係の上、監査委員が取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会社法第416条第1項第1号口及び水に掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月19日

いちよし証券株式会社 監査委員会

監査委員 遠藤 平 司 (印)

監査委員 渡邊 啓 司 (印)

監査委員 島 武 男 (印)

(注) 監査委員渡邊啓司及び島 武男は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成21年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	27,448	流 動 負 債	7,924
現 金 ・ 預 金	15,500	トレーディング商品	1
預 託 金	3,304	デリバティブ取引	1
トレーディング商品	406	信 用 取 引 負 債	2,764
商品有価証券等	406	信 用 取 引 借 入 金	2,049
約 定 見 返 勘 定	13	信用取引貸証券受入金	715
信 用 取 引 資 産	6,112	有価証券担保借入金	16
信用取引貸付金	5,529	有価証券貸借取引受入金	16
信用取引借証券担保金	582	預 り 金	2,730
立 替 金	60	受 入 保 証 金	781
募集等払込金	923	短 期 借 入 金	210
短期貸付金	12	未 払 法 人 税 等	20
未収還付法人税等	377	賞 与 引 当 金	399
未 収 収 益	524	ポ イ ン ト 引 当 金	397
繰延税金資産	4	その他の流動負債	602
その他の流動資産	240	固 定 負 債	346
貸 倒 引 当 金	31	繰 延 税 金 負 債	11
固 定 資 産	9,147	再評価に係る繰延税金負債	40
有 形 固 定 資 産	4,620	退 職 給 付 引 当 金	220
建 物	1,977	役員退職慰労引当金	46
器 具 備 品	943	その他の固定負債	28
土 地	1,699	引 当 金	168
無 形 固 定 資 産	756	金融商品取引責任準備金	168
ソ フ ト ウ エ ア	752	(金融商品取引法第46条の5)	
電 話 加 入 権	3	負 債 合 計	8,439
投資その他の資産	3,770	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,962	科 目	金 額
長期貸付金	43	株 主 資 本	30,082
長期差入保証金	1,738	資 本 金	14,577
繰延税金資産	9	資 本 剰 余 金	8,255
そ の 他	42	利 益 剰 余 金	7,521
貸 倒 引 当 金	25	自 己 株 式	271
資 産 合 計	36,596	評価・換算差額等	2,000
		その他有価証券評価差額金	16
		土地再評価差額金	2,016
		新 株 予 約 権	39
		少 数 株 主 持 分	33
		純 資 産 合 計	28,156
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	36,596

連 結 損 益 計 算 書

(平成20年 4月 1日から
平成21年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		14,256
受 入 手 数 損	12,557	
ト レ ー デ ィ ン グ 損	759	
金 融 収 益	332	
そ の 他 の 営 業 収 益	606	
金 融 費 用		95
純 営 業 収 益		14,161
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		17,345
取 引 関 係 費	2,139	
人 動 産 関 係 費	8,898	
不 事 務 費	1,925	
減 価 却 費	2,628	
租 税 公 課	844	
貸 倒 引 当 金 繰 入	156	
そ の 他	0	
	750	
営 業 損 失		3,183
営 業 外 収 益		137
営 業 外 収 益	77	
受 取 保 険 金 及 び 配 当 金	24	
そ の 他 用 損 他	35	
営 業 外 収 益	191	215
そ の 他	23	
経 常 損 失		3,261
特 別 損 益		331
特 別 損 益	189	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5	
貸 倒 引 当 金 戻 入	136	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入		
特 別 損 失		1,212
固 定 資 産 除 却 損	11	
固 定 資 産 廃 棄 損	11	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,094	
投 資 有 価 証 券 償 還 損	37	
投 資 有 価 証 券 権 評 価 損	31	
ゴ ー ル フ 会 員 の 他	26	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		4,142
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		57
法 人 税 等 調 整 額		602
少 数 株 主 利 益		1
当 期 純 損 失		4,804

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	14,577
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	14,577
資本剰余金	
前期末残高	9,573
当期変動額	
自己株式の処分	0
自己株式の消却	1,317
当期変動額合計	1,317
当期末残高	8,255
利益剰余金	
前期末残高	13,791
当期変動額	
剰余金の配当	1,465
当期純損失	4,804
当期変動額合計	6,270
当期末残高	7,521
自己株式	
前期末残高	268
当期変動額	
自己株式の取得	1,321
自己株式の処分	0
自己株式の消却	1,317
当期変動額合計	3
当期末残高	271
株主資本合計	
前期末残高	37,673
当期変動額	
剰余金の配当	1,465
当期純損失	4,804
自己株式の取得	1,321
自己株式の処分	0
自己株式の消却	—
当期変動額合計	7,590
当期末残高	30,082
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	136
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	152
当期変動額合計	152
当期末残高	16

(単位：百万円)

科 目	金 額
土地再評価差額金	
前期末残高	2,016
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	2,016
評価・換算差額等合計	
前期末残高	2,152
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	152
当期変動額合計	152
当期末残高	2,000
新株予約権	
前期末残高	17
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	22
当期変動額合計	22
当期末残高	39
少数株主持分	
前期末残高	32
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1
当期変動額合計	1
当期末残高	33
純資産合計	
前期末残高	35,570
当期変動額	
剰余金の配当	1,465
当期純損失	4,804
自己株式の取得	1,321
自己株式の処分	0
自己株式の消却	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	176
当期変動額合計	7,414
当期末残高	28,156

連 結 注 記 表

〔継続企業の前提に関する注記〕

該当事項はありません。

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 : 5 社

主要な連結子会社の名称 : 株式会社いちよし経済研究所、いちよし投資顧問株式会社、いちよしビジネスサービス株式会社、株式会社いちよし I R 研究所、一吉国際（香港）有限公司

（追加情報）

連結子会社のうち、株式会社いちよし I R 研究所と一吉国際（香港）有限公司を解散することを決議しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディングの目的及び範囲

当社グループにおけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動または市場間の格差等を利用して当社グループが利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。

当社グループのトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。

トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。

トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券としてみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 建物（建物附属設備は除く）

イ 平成10年3月31日以前に取得したものの
旧定率法

ロ 平成10年4月1日から平成19年3月31
日までに取得したものの
旧定額法

ハ 平成19年4月1日以降に取得したものの
定額法

建物以外

イ 平成19年3月31日以前に取得したものの
旧定率法

ロ 平成19年4月1日以降に取得したものの
定率法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物：3年～47年

器具備品：3年～20年

在外連結子会社は、当該国の会計基準に基づく定額法を採用しております。

無 形 固 定 資 産 定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金及び準備金の計上基準

貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

イ 一般債権

貸倒実績率法によっております。

ロ 貸倒懸念債権及び破産更生債権
財務内容評価法によっております。

- 賞 与 引 当 金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。
- 退 職 給 付 引 当 金 従業員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を費用処理しております。
- ポ イ ン ト 引 当 金 当社の「いちよしポイントサービス」の顧客のポイントの利用による費用負担に備えるため、過去の利用実績率に基づき当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- 金融商品取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。
- 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 連結子会社の役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費...支払時に全額費用計上しております。

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法によっております。

なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんは、５年間で均等償却しておりますが、金額が僅少なものについては、発生年度に一括して償却しております。

(5) 重要な会計方針の変更

金融商品取引責任準備金

当連結会計年度から、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を、金融商品取引責任準備金として計上する方法に変更しております。

これに伴い、従来と同一の方法によった場合と比べ、税金等調整前当期純損失が118百万円減少しております。

リース取引に関する会計基準の適用

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当連結会計年度から適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

当該変更に伴う損益に与える影響はありません。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価は、全面時価評価法を採用しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	372百万円
合 計	372百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	210百万円
金融機関借入金	210百万円
信用取引借入金	2,049百万円
合 計	2,259百万円

上記の他、信用取引の自己融資見返り株券を信用取引借入金に対して1,026百万円、先物取引証拠金等の代用として48百万円、取引所等の信託金及び取引参加者保証金の代用として54百万円、清算預託金の代用として8百万円、清算基金として623百万円を差し入れております。

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 4,392百万円

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
176百万円

4. 有価証券等を差し入れた場合等の時価額

- (1) 信用取引貸証券 795百万円
- (2) 信用取引借入金本担保証券 1,920百万円
- (3) 貸付有価証券 63百万円

5. 有価証券等の差し入れを受けた場合等の時価額

- (1) 信用取引貸付金本担保証券 4,813百万円
- (2) 信用取引借証券 535百万円
- (3) 借入有価証券 49百万円
- (4) 受入証拠金代用有価証券 1百万円
- (5) 受入保証金代用有価証券 10,426百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 44,431,386株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月20日 取締役会	普通株式	732	16.00	平成20年3月31日	平成20年6月2日
平成20年10月28日 取締役会	普通株式	732	16.00	平成20年9月30日	平成20年11月25日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月19日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	438	10.00	平成21年3月31日	平成21年6月1日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

第2回新株予約権（平成16年6月26日定時株主総会決議）

普通株式 22,000株

第3回新株予約権（平成17年6月25日定時株主総会決議）

普通株式 72,000株

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額 640円42銭

1株当たり当期純損失 106円03銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月13日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小 西 幹 男 (印)

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 平 井 啓 仁 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、いちよし証券株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第67期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は監査委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月19日

いちよし証券株式会社 監査委員会
監査委員 遠藤 平 司 (印)
監査委員 渡邊 啓 司 (印)
監査委員 島 武 男 (印)

(注) 監査委員渡邊啓司及び島 武男は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更された(いわゆる「株券電子化」という。)ことから、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うとともに、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。
- (2) その他、条文の新設及び削除に伴い必要な条数の変更を行うとともに、一部字句の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第8条 当社は株式に係る株券を発行する。 <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	(削 除)
(単元未満株式の売渡請求) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。)以下「単元未満株主」という。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求すること(以下「売渡請求」という。)ができる。 <u>売渡請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u>	(単元未満株式の売渡請求) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主(以下「単元未満株主」という。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求すること(以下「売渡請求」という。)ができる。
第10条 (条文省略)	(削 除)
	第9条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡請求、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u> (株式取扱規則) 第12条 当社の発行する株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡請求、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。 第13条～第50条 (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設)	(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u> (株式取扱規則) 第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡請求、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。 以下、1条ずつ繰り上げ 第12条～第49条 (現行どおり) 附 則 第1条 当社の株券喪失登録簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</u> 第2条 本附則第1条および本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役 武樋政司、不破利之、遠藤平司、渡邊啓司、島武男及び早川成信の6名は本總會終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決議に基づき以下の取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当 社 株 式 数
1	武 樋 政 司 (昭和18年4月13日生)	昭和42年4月 野村證券(株)入社 昭和62年12月 同社取締役 平成2年6月 同社常務取締役 平成5年6月 当社代表取締役副社長 平成7年6月 当社代表取締役社長 平成15年6月 当社取締役(兼)代表執行役 社長 平成18年12月 当社相談役 平成19年12月 当社代表執行役社長 平成20年6月 当社取締役(兼)代表執行役 社長(現任)	113,300株
2	不 破 利 之 (昭和34年11月13日生)	昭和57年4月 当社入社 平成11年4月 当社執行役員 企画・人事 本部長 平成13年5月 当社アドバイザー本部長(兼) 投資相談・FA担当 平成14年6月 当社取締役 平成15年6月 当社取締役(兼)執行役常務 平成18年12月 当社取締役(兼)執行役専務 (現任) 平成19年10月 当社機関投資家本部・法人 営業本部管掌 平成20年5月 当社業務管理本部・システム 管掌 平成21年2月 当社業務管理本部管掌 人事・研修・ディーリング・ エクイティ業務担当(現任)	54,700株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当 社 株 式 数
3	遠 藤 平 司 (昭和21年11月5日生)	昭和45年4月 野村證券(株)入社 平成6年6月 同社取締役 平成10年6月 野村信託銀行(株)常務取締役 平成13年6月 野村ビジネスサービス(株) 常勤監査役 平成13年6月 当社監査役 平成16年6月 当社取締役 平成17年6月 当社取締役(兼)執行役 専務、管理・総務業務担当 平成18年8月 当社取締役(現任)	18,300株
4	渡 邊 啓 司 (昭和18年1月21日生)	昭和50年10月 プライスウォーターハウス 会計事務所入所 昭和62年7月 青山監査法人代表社員就任 (プライスウォーターハウス パートナー就任) 平成7年8月 監査法人トーマツ入所 平成8年4月 監査法人トーマツ代表社員 就任 平成12年6月 当社取締役(現任) 平成20年6月 (株)朝日工業社社外取締役 (現任) 平成20年6月 Deloitte Touche Tohmatsu Global Middle Market Leader (現任)	70,000株
5	島 武 男 (昭和16年3月15日生)	昭和44年4月 弁護士登録 昭和47年3月 島法律事務所(現さくら法律 事務所)設立 平成10年6月 当社監査役 平成15年6月 当社取締役(現任)	28,200株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当 社 株 式 数
6	早 川 成 信 (昭和19年 6 月17日生)	昭和43年 4 月 ㈱野村総合研究所入社 平成元年11月 ノムラ・リサーチインスティ テュート・ヨーロッパ社長 平成 2 年 6 月 ㈱野村総合研究所取締役 平成 6 年 6 月 同社常務取締役 平成11年 6 月 財団法人野村マネジメント・ スクール専務理事 ㈱野村総合研究所顧問 平成12年 6 月 財団法人野村マネジメント・ スクール学長、専務理事 平成16年 6 月 同財団法人理事（現任） 平成19年 6 月 当社取締役（現任）	3,100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡邊啓司氏、島武男氏及び早川成信氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に定める社外取締役の候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役の独立性について
 渡邊啓司氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって 9 年（委員会設置会社となる前の社外取締役就任期間 3 年を含む。）となります。
 島武男氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって 6 年となります。
 早川成信氏につきましては、国内・外の経済調査等についての専門的な知識・経験及び会社のマネジメントについてのアカデミックな側面からの知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって 2 年となります。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法（平成17年法律第86号）第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上への意欲と士気を高めるとともに、優秀な人材を登用することにより健全な経営と持続的に成長する企業になることを目的とし、当社グループの取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及びその数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権3,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式300,000株を上限とし、下記(3)により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込は要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式に

より付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「払込金額」とする。）

に付与株式数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ。）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式

総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年6月21日から平成31年6月20日までの範囲内で、取締役会において決定するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ・ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定する。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 に準じて決定する。
- ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ・ 新株予約権の取得条項
上記 に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端株がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第4号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策） 承認の件

- 一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社支配に関する基本方針）

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社を作ろう」を合い言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社は、当社株式について大規模買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、昨今の我が国の資本市場における大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、大規模買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、平成8年4月以降3回の中期経営計画の実施により構築した土台の上に「ブランド・ブティックハウス」構築の為に「棟上げ」をする位置づけで、平成20年4月から現在の「中期経営計画」に取り組んで参りました。しかしながら、昨年9月のリーマン破綻以降、未曾有のグローバル金融危機とそれに伴う世界経済危機により、当社を取り巻く経営環境は急激に悪化いたしました。

この経営環境の悪化により、当社が積み上げてきた「ブランド・ブティックハウス」の土台を再度より強固なものに築き直す必要があると判断いたしました。従いまして、現在の「中期経営計画」を中止し、今般平成24年3月末をターゲットにした「新中期経営計画」を以下のとおり策定しております。

(1) 経営方針

経営理念 「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」

経営目標 「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」

行動指針 「感謝・誠実・勇気・迅速・継続」「Long Term Good Relation」

(2) 新中期経営計画の数値目標

目標の時期	平成24年3月末
預り資産	2兆円
主幹事会社数(累計)	35社
ROE	10～15%程度

(3) 基本戦略

営業基盤の拡大— 預り資産の増加

収支構造の改善— 株式市場の変動により影響されない収支構造

顧客戦略— 富裕層預り資産の増加

商品戦略

- ・ 中長期・分散投資が基本スタンス
- ・ 「投信の土台・ベース資産の再構築」と「エクイティ・シフト」
- ・ 「個人向け商品についての原理原則

“ 売れる商品でも売らない信念— いちよし基準 ” の継続

既存ビジネスの収益の厚み増加— 収益力の多様化

チャネルの多様化

人材の育成

2. コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、上述の経営理念を実現させるべく、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

当社は、平成15年6月より委員会設置会社の制度を採用しております。当社取締役会においては、独立性を有する社外取締役3名による執行役の業務執行の監督が行われており、監査委員会においては、独立性を有する監査委員2名を含む監査委員会による取締役及び執行役の業務執行の監査が行われております。また、当社は、内部監査部門として内部監査部を、平成18年度より、内部統制委員会を設置し、内部統制の整備・充実に努めております。

これらに加え、平成21年2月より、業務執行力のより一層の強化と少人数の執行役による機動的な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、経営上の重要課題として捉えております。

業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行っておりますが、利益還元を継続して充実させていくことを目的として、平成20年3月期より新たに純資産配当率（DOE）も勘案し配当方針を決定しております。

具体的には、配当性向（40％程度）と純資産配当率（4％程度）を配当基準とし、それぞれ算出された金額のうち、いずれが高いものを採用して配当金額を決定する方針であります。

さらに、当社は、従来より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組んでおります。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

三 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 目的

当社は、大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から大規模買付行為の内容、目的、将来にわたる経営戦略等について十分な情報が提供され、また、対象会社の経営陣が当該大規模買付行為を検

討・評価した上、対象会社としての意見表明や情報提供等を行い、これらの情報を前提に十分な検討の時間を取ったうえで株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断をなすことができるようにすべきものと考えております。このような必要十分な情報提供と熟慮期間の確保は、自由・公正な証券市場を形成する上で不可欠なものであると考えております。

そこで、当社は、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策）」を更新し（以下、更新後の対応方針を「本対応方針」といいます。）、特定株主グループ^{（注1）}の議決権割合^{（注2）}を20%以上とすることを目的とする当社株券等^{（注3）}の取得行為、又は特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株券等の取得行為を併せて大規模買付行為と定義し、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）といたしました。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付の提案を受けている事実はありません。

2. 大規模買付ルールの概要

当社の定める大規模買付ルールは、大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）から当社取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為の開始を認める、というものです。

- (1) 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。
- (2) 大規模買付者には、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要であるとして当社取締役会が定める情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、上記意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として十分でないと考えられる場合、必要かつ十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただ

くことがあります。大規模買付情報の主な項目は、以下のとおりです。

大規模買付者及びその特定株主グループの概要

大規模買付行為の目的及び内容

買付対価の算定根拠及び買付資金の裏づけ

大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業計画

大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、取引先、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針

大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らして大規模買付行為の適法性についての考え方

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役に提供された大規模買付情報について、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が必要かつ十分になされたと判断した場合には、速やかにその旨及び評価期間が満了する日を開示します。

- (3) 当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度等に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、原則として、対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式を対象とする買付の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間、が当社取締役会及び独立委員会による評価、検討、意見形成、交渉、代替案立案等のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、評価期間の経過後においてのみ開始することができるものとします。

評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報や、これについての当社取締役会としての意見を、当社取締役会から独立した独立委員会（その詳細については、下記3.(3)「独立委員会の設置」をご参照下さい。）に対して伝え、また、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。これを受けて、独立委員会は、評価期間中に、大規模買付情報や当社取締役会の意見を十分に評

価・検討し、また、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉等をした上、下記３.記載のとおり勧告を行うものとします。

3. 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当てなどの会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動に際しては、必ず独立委員会の勧告を得るものとし、その勧告を最大限尊重し、当社取締役会が対抗措置の発動を決定します。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、別紙記載のとおりとします。なお、実際に新株予約権無償割当てを実施する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、及び取得条項等を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

もっとも、例外的に、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、必ず独立委員会の勧告を得た上、その勧告に従い適切と判断する時点において、株主の皆様の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下の「ないし」の類型に該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考えます。

真に当社の経営に参加する意思がないにも関わらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模

買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で大規模買付行為を行っている」と判断される場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資源として流用する予定で大規模買付行為を行っている」と判断される場合

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をかけさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている」と判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）

その他、ないし に準じる場合で、当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損し、当社に回復し難い損害をもたらすと合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールを定めるに際し、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社経営陣から独立した社外取締役等で構成される独立委員会を設置します。平成21年6月20日開催の当社定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、本対応方針について株主の承認を得られた場合の独立委員会の委員は3名とし、その詳細は別紙のとおりとします。

独立委員会は、当社取締役会等から受領した大規模買付情報や当社取締役会の意見などの検討等を行い、また、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善するために必要と認めた場合、直接又は間接に、大規模買付者と協議、交渉等を行います。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、及び対抗措置をとるか否かの判断を行い、当社取締役会に対して勧告を行います。独立委員会は、その判断をするにあたっては、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得たり、当社の取締役、執行役、執行役員、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができるものとします。なお、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重して、大規模買付者に対して対抗措置を講じるか否かの決定を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を講じることを決定した場合、対抗措置の具体的内容等について速やかに情報開示を行います。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルール更新時の影響等

大規模買付ルールの更新は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

また、大規模買付ルールの更新時点では、新株予約権無償割当て等は行われませんので、株主の皆様あるいは投資家の皆様の権利・利益に具体的な影響が生じることはありません。

(2) 大規模買付ルールに定める対抗措置の発動時の影響等

対抗措置の発動によって、株主の皆様（大規模買付者及びその特定株主グループ等を除きます。）が法的権利の毀損や経済的な損失を被るような事態は想定しておりません。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てについての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆

様に当社株式を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令及び金融商品取引所規則に従ってお知らせいたします。

なお、具体的な対抗措置の発動を決議した後であっても、大規模買付者が事後的に大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、当該対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を十分尊重した上で当該対抗措置を中止する場合があります。この場合には、一株当たりの株式価値の希釈化が生じませんので、一株当たりの株式価値の希釈化を前提として売付等を行った株主又は投資家の皆様は株価の変動により、不測の損害を被る可能性があります。

5. 本対応方針の有効期限

本対応方針については、本株主総会において、株主の皆様のご承認を得られることを条件として更新し、新たな有効期限を、平成22年6月開催予定の定時株主総会終結時までといたします。ただし、本対応方針の有効期限満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本対応方針を廃止する旨の決議がなされたときは、その時点で本対応方針は廃止されるものとします。

四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した企業価値向上への取組みやコーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的施策として策定されたものであり、まさに会社支配に関する基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

(1) 上記取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、会社支配に関する基本方針に沿うものです。

(2) 上記取組みが株主の共同の利益を損なうものでなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由により、本対応方針は、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

株主意思を重視するものであること

当社は、本対応方針について株主の皆様のご意思を確認するため、本株主総会において本対応方針について株主の皆様にお諮りさせていただきます。また、本対応方針は、有効期限を約1年間としており、毎年株主の皆様にお諮りさせていただきます。

独立した社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針において大規模買付ルールを設定するにあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、大規模買付ルールの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会によって、当社取締役の行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されてい

ます。

合理的な客観的要件の設定

本対応方針に基づく大規模買付ルールは、上記三三．「大規模買付行為が開始された場合の対応方針」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上記三五．「本対応方針の有効期限」にて記載したとおり、本対応方針は、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の解任要件を加重しておりません。

注１：特定株主グループとは、

（ ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する「株券等」をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者も含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する「共同保有者」をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。）

又は、

（ ）当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する「株券等」をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する「特別関係者」をいいます。）

を意味します。

注 2：議決権割合とは、

() 特定株主グループが、注 1 の() 記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第 4 項に規定する「株券等保有割合」をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する「保有株券等の数」をいいます。以下、同じとします。）も加算して計算するものとします。）

又は、

() 特定株主グループが、注 1 の() 記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の 2 第 8 項に規定する「株券等所有割合」をいいます。）の合計をいいます。

注 3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第 1 項、又は同法第27条の 2 第 1 項のいずれかに規定する「株券等」をいいます。

新株予約権の概要

(1) 新株予約権の数

新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式 1 株につき新株予約権 1 個の割合で、新株予約権を割り当てます。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の 1 個の目的である株式の種類は、当社が現に発行している株式（普通株式）とし、新株予約権の 1 個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、原則として 1 株とします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式 1 株当たりの価額は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める 1 円以上の価額とします。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(9)項(イ)に基づき、当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係

る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。

(7) 新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ、ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「非適格者」といいます。）は、原則として新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する新株予約権も、下記(9)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(9) 当社による新株予約権の取得

(ア)当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

(イ)当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

独立委員会委員略歴

当社の独立委員会の委員は、以下の３名を予定しております。

渡邊 啓司（わたなべ けいじ）

【略歴】

1943年生
 1975年10月 プライスウォーターハウス会計事務所 入所
 1987年7月 青山監査法人代表社員
 1995年8月 監査法人トーマツ 入所
 1996年4月 監査法人トーマツ代表社員
 2000年6月 当社取締役（現任）
 2008年6月 (株)朝日工業社社外取締役（現任）
 2008年6月 Deloitte Touche Tohmatsu Global Middle Market Leader
 （現任）

渡邊啓司氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

安斎 隆（あんざい たかし）

【略歴】

1941年生
 1963年4月 日本銀行 入行
 1985年3月 同行新潟支店長
 1994年5月 同行考査局長
 1994年12月 同行理事
 1998年11月 日本長期信用銀行頭取
 2000年8月 (株)イトーヨーカ堂顧問
 2001年4月 アイワイバンク銀行（現 セブン銀行）代表取締役社長（現任）

安斎 隆氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

若林 勝三（わかばやし しょうぞう）

【略歴】

1943年生
 1967年4月 大蔵省 入省
 1987年7月 同省主計局主計官
 1991年6月 同省証券局総務課長
 1995年5月 国税庁次長
 1996年7月 証券取引等監視委員会事務局長
 1998年6月 沖縄開発事務次官
 2001年7月 日本証券業協会専務理事
 2004年6月 日本地震再保険(株)代表取締役会長（現任）

若林勝三氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 1 番 1 号
ロイヤルパークホテル 3 階 ロイヤルホール
☎03(3667)1111(代表)



交通機関	地下鉄	日比谷線	人形町駅下車	A1 出口	徒歩 4 分
		都営浅草線	人形町駅下車	A3 出口	徒歩 5 分
		半蔵門線	水天宮前駅下車	A4 出口	直結

会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんのでご了承ください。